平成２２年（フ）第１３９４号
広島市中区東白島町３番10―603号
債務者　小田　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４２号
広島市中区大手町５丁目13番１号
債務者　田村　光清
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　浩巳
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４５号
神戸市東灘区住吉東町３丁目13番34号、従前の住所神戸市東灘区田中町４丁目10番17―403号
債務者　森脇　健一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　陽子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８７号
兵庫県西宮市青木町６番10―205号
債務者　前田　富吉
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　唯人
4　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１６１８号
さいたま市浦和区大東１丁目21番12―304号
債務者　金子　千子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６５号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番17―307号
債務者　加賀　和志
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０９号
埼玉県朝霞市岡３丁目18番45号　幸荘203号
債務者　副　　義男
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１５号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目12番24号　サングローリー朝霞台306
債務者　植松　麻美（旧姓長南・平井）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４２号
さいたま市南区辻２丁目20番12号
債務者　阿蘇しづ枝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４７号
埼玉県川口市芝下２丁目18番23―302号　芝ハイツ
債務者　森本　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４８号
埼玉県川口市芝下２丁目18番23―302号　芝ハイツ
債務者　森本　由子（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８２号
さいたま市岩槻区城南５丁目８番61号、旧住所埼玉県川口市差間２丁目34番７号
債務者　田中東光雄
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９９号
埼玉県川口市大字小谷場1057番地の２　ジュネス南浦和Ⅱ202号
債務者　金　　祐樹
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２０号
埼玉県川口市幸町３丁目10番11号
債務者　奥寺　文世
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
新潟県見附市双葉町２番14号
債務者　関　　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係